

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年11月13日	令和8年1月5日	<p>大阪市教育委員会 御中 令和6年7月18日に(公社)大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会と業務委託契約されました「令和6年度 加島小学校不動産登記測量業務委託(概算契約)」につきまして次のア)からエ)の調査、測量、図面作成等が1つでも実施されていたら下記の1)から13)の資料を求めます。 ア) 公共基準点(大阪市道路基準点、三角点、街区多角点等)を使用して行われた基準点測量(多角点測量)。 イ) 大阪市道路基準点(公共基準点)を使用して行われた境界協議。 ウ) 公共基準点(大阪市道路基準点、三角点、街区多角点等)を使用して行われた地形測量、若しくは現況測量、若しくは平面測量及び図面作成。 エ) 地積測量図の作成。 1) 契約書(変更後も含む)。 2) 明細書(変更後も含む)で作業項目、数量、金額が確認できる資料。 3) 仕様書、特記仕様書。 4) 適用された作業規程(3)に記載されていたら不要です)。 5) 公共測量実施計画書(付属書類を含む)及び審査書。 6) 5)を提出されていないのなら提出は不要(公共測量でない)とする根拠資料。 7-1) 土地家屋調査士法施行規則第21条に定められた、あらかじめ提出された報酬額の算定の方法その他の報酬の基準が確認できる資料。 7-2) その他、積算に使用された資料(すでに公表されている積算根拠資料でしたら名称等を提示していただきましたら資料自体は不要です)。 8) 随意契約とした根拠資料。 9) 基準点(多角点)測量についての下記の資料。 9-1) 観測手簿(点検手簿含む)、座標計算書一式(点検計算書含む)、座標計算書一式(点検計算書含む)、成果表、網図。 9-2) 計画平均図、平均図、観測図。 9-3) 大阪市公共基準点管理保全要綱及び大阪市公共基準点管理保全要綱施行細則に基き提出された報告書(提出されていないのなら提出は不要とする根拠資料) 9-4) 道路使用許可申請書、提出していないのなら提出は不要とする根拠資料。 9-5) 国土調査法第19条第5項の指定を受けたことが確認できる資料。 9-6) 主要機械器具検定書(トータルステーション、使用プログラム)。 9-7) プリズム定数証明書、気象補正計算式証明書。 9-8) その他、基準点測量を実施するに際し必要とする資料。 10) 登記された地積測量図。 11) 地形図、若しくは平面図、若しくは現況図。 12) すべての境界協議書(図面を含む)民有地、官有地等。 13) 黙示の合意がありましたらその内容が確認できる資料。</p>	不存在	号	教育委員会事務局	施設整備課
令和7年11月13日	令和8年1月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約理由書 ・観測手簿 ・計算書 ・多角点網図 	公開	号	教育委員会事務局	施設整備課
令和7年11月13日	令和8年1月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約書(成果物型) ・契約確定承諾書 ・業務委託変更契約書(第1回) ・トータルステーション検定証明書 ・現況平面図 	部分公開	2号	教育委員会事務局	施設整備課
令和7年11月13日	令和8年1月5日	<p>令和6年7月18日に(公社)大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会と業務委託契約されました「令和6年度南百済小学校不動産登記測量業務委託(概算契約)」につきまして次のア)からエ)の調査、測量、図面作成等が1つでも実施されていたら下記の1)から13)の資料を求めます。 ア) 公共基準点(大阪市道路基準点、三角点、街区多角点等)を使用して行われた基準点測量(多角点測量)。 イ) 大阪市道路基準点(公共基準点)を使用して行われた境界協議。 ウ) 公共基準点(大阪市道路基準点、三角点、街区多角点等)を使用して行われた地形測量、若しくは現況測量、若しくは平面測量及び図面作成。 エ) 地積測量図の作成。 4) 適用された作業規程(3)に記載されていたら不要です)。 5) 公共測量実施計画書(付属書類を含む)及び審査書。 6) 5)を提出されていないのなら提出は不要(公共測量でない)とする根拠資料。 7-1) 土地家屋調査士法施行規則第21条に定められた、あらかじめ提出された報酬額の算定の方法その他の報酬の基準が確認できる資料。 7-2) その他、積算に使用された資料(すでに公表されている積算根拠資料でしたら名称等を提示していただきましたら資料自体は不要です)。 9) 基準点(多角点)測量についての下記の資料。 9-1) 標高計算書一式(点検計算書含む)、成果表。 9-2) 計画平均図、平均図、観測図。 9-3) 大阪市公共基準点管理保全要綱及び大阪市公共基準点管理保全要綱施行細則に基き提出された報告書(提出されていないのなら提出は不要とする根拠資料)。 9-4) 道路使用許可申請書、提出していないのなら提出は不要とする根拠資料。 9-5) 国土調査法第19条第5項の指定を受けたことが確認できる資料。 9-7) プリズム定数証明書、気象補正計算式証明書。 9-8) その他、基準点測量を実施するに際し必要とする資料。 10) 登記された地積測量図。 12) すべての境界協議書(図面を含む)民有地、官有地等。 13) 黙示の合意がありましたらその内容が確認できる資料。</p>	不存在	号	教育委員会事務局	施設整備課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当	
令和7年 11月13 日	令和8年 1月5日	・随意契約理由書 ・観測手簿 ・多角点網図 ・道路区域明示図、土地境界確定協議図	公開		号	教育委員会 事務局	施設整備課
令和7年 11月13 日	令和8年 1月5日	・業務委託契約書(成果物型) ・契約確定承諾書 ・トータルステーション検定証明書 ・計算書一式 ・土地境界確定協議書 ・土地境界確定協議(回答)	部分公開	1 2	号	教育委員会 事務局	施設整備課
令和7年 11月13 日	令和8年 1月5日	令和6年7月19日に(公社)大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会と業務委託契約されました「令和6年度十三小学校・十三中学校不動産登記測量業務委託(概算契約)」につきまして次のア)からエ)の調査、測量、図面作成等が1つでも実施されていたら下記の1)から13)の資料を求めます。 ア) 公共基準点(大阪市道路基準点、三角点、街区多角点等)を使用して行われた基準点測量(多角点測量)。 イ) 大阪市道路基準点(公共基準点)を使用して行われた境界協議。 ウ) 公共基準点(大阪市道路基準点、三角点、街区多角点等)を使用して行われた地形測量、若しくは現況測量、若しくは平面測量及び図面作成。 エ) 地積測量図の作成。 4) 適用された作業規程(3)に記載されていたら不要です)。 5) 公共測量実施計画書(付属書類を含む)及び審査書。 6) 5)を提出されていないのなら提出は不要(公共測量でない)とする根拠資料。 7-1) 土地家屋調査士法施行規則第21条に定められた、あらかじめ提出された報酬額の算定の方法その他の報酬の基準が確認できる資料。 7-2) その他、積算に使用された資料(すでに公表されている積算根拠資料でしたら名称等を提示していただきましたら資料自体は不要です)。 9) 基準点(多角点)測量についての下記の資料。 9-1) 標高計算書一式(点検計算書含む)、成果表。 9-2) 計画平均図、平均図、観測図。 9-3) 大阪市公共基準点管理保全要綱及び大阪市公共基準点管理保全要綱施行細則に基き提出された報告書(提出されていないのなら提出は不要とする根拠資料)。 9-4) 道路使用許可申請書、提出していないのなら提出は不要とする根拠資料。 9-5) 国土調査法第19条第5項の指定を受けたことが確認できる資料。 9-7) プリズム定数証明書、気象補正計算式証明書。 9-8) その他、基準点測量を実施するに際し必要とする資料。 10) 登記された地積測量図。 11) 地形図、若しくは平面図、若しくは現況図。 13) 黙示の合意がありましたらその内容が確認できる資料。	不存在		号	教育委員会 事務局	施設整備課
令和7年 11月13 日	令和8年 1月5日	大阪市教育委員会 御中 令和6年7月19日に(公社)大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会と業務委託契約されました「令和6年度桜宮高等学校不動産登記測量業務委託(概算契約)」につきまして次のア)からエ)の調査、測量、図面作成等が1つでも実施されていたら下記の1)から13)の資料を求めます。 ア) 公共基準点(大阪市道路基準点、三角点、街区多角点等)を使用して行われた基準点測量(多角点測量)。 イ) 大阪市道路基準点(公共基準点)を使用して行われた境界協議。 ウ) 公共基準点(大阪市道路基準点、三角点、街区多角点等)を使用して行われた地形測量、若しくは現況測量、若しくは平面測量及び図面作成。 エ) 地積測量図の作成。 1) 契約書(変更後も含む)。 2) 明細書(変更後も含む)で作業項目、数量、金額が確認できる資料。 3) 仕様書、特記仕様書。 4) 適用された作業規程(3)に記載されていたら不要です)。 5) 公共測量実施計画書(付属書類を含む)及び審査書。 6) 5)を提出されていないのなら提出は不要(公共測量でない)とする根拠資料。 7-1) 土地家屋調査士法施行規則第21条に定められた、あらかじめ提出された報酬額の算定の方法その他の報酬の基準が確認できる資料。 7-2) その他、積算に使用された資料(すでに公表されている積算根拠資料でしたら名称等を提示していただきましたら資料自体は不要です)。 8) 随意契約とした根拠資料。 9) 基準点(多角点)測量についての下記の資料。 9-1) 観測手簿(点検手簿含む)、座標計算書一式(点検計算書含む)、標高計算書一式(点検計算書含む)、成果表、網図。 9-2) 計画平均図、平均図、観測図。 9-3) 大阪市公共基準点管理保全要綱及び大阪市公共基準点管理保全要綱施行細則に基き提出された報告書(提出されていないのなら提出は不要とする根拠資料)。 9-4) 道路使用許可申請書、提出していないのなら提出は不要とする根拠資料。 9-5) 国土調査法第19条第5項の指定を受けたことが確認できる資料。 9-6) 主要機械器具検定書(トータルステーション、使用プログラム)。 9-7) プリズム定数証明書、気象補正計算式証明書。 9-8) その他、基準点測量を実施するに際し必要とする資料。 10) 登記された地積測量図。 11) 地形図、若しくは平面図、若しくは現況図。 12) すべての境界協議書(図面を含む)民有地、官有地等。 13) 黙示の合意がありましたらその内容が確認できる資料。	不存在		号	教育委員会 事務局	施設整備課
令和7年 11月13 日	令和8年 1月5日	・随意契約理由書 ・観測手簿 ・計算書 ・多角点網図 ・現況平面図	公開		号	教育委員会 事務局	施設整備課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年 11月13 日	令和8年 1月5日	・業務委託契約書（成果物型） ・契約確定承諾書 ・トータルステーション検定証明書 ・土地境界確定協議書	部分公開	1 2 号	教育委員会 事務局	施設整備課
令和7年 11月13 日	令和8年 1月5日	令和6年10月4日に（公社）大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会と業務委託契約されました「令和6年度 もと天満幼稚園不動産登記測量業務委託（概算契約）」につきまして次のア）からエ）の調査、測量、図面作成等が1つでも実施されましたら下記の1）から13）の資料を求めます。 ア）公共基準点（大阪市道路基準点、三角点、街区多角点等）を使用して行われた基準点測量（多角点測量）。 イ）大阪市道路基準点（公共基準点）を使用して行われた境界協議。 ウ）公共基準点（大阪市道路基準点、三角点、街区多角点等）を使用して行われた地形測量、若しくは現況測量、若しくは平面測量及び図面作成。 エ）地積測量図の作成。 4）適用された作業規程（3）に記載されていまして不要です）。 5）公共測量実施計画書（付属書類を含む）及び審査書。 6）5）を提出されていないのなら提出は不要（公共測量でない）とする根拠資料。 7-1）土地家屋調査士法施行規則第21条に定められた、あらかじめ提出された報酬額の算定の方法その他の報酬の基準が確認できる資料。 7-2）その他、積算に使用された資料（すでに公表されている積算根拠資料でしたら名称等を提示していただきましたら資料自体は不要です）。 9）基準点（多角点）測量についての下記の資料。 9-1）標高計算書一式（点検計算書含む）、成果表 9-2）計画平均図、平均図、観測図。 9-3）大阪市公共基準点管理保全要綱及び大阪市公共基準点管理保全要綱施行細則に基き提出された報告書（提出されていないのなら提出は不要とする根拠資料）。 9-4）道路使用許可申請書、提出していないのなら提出は不要とする根拠資料。 9-5）国土調査法第19条第5項の指定を受けたことが確認できる資料。 9-7）プリズム定数証明書、気象補正計算式証明書。 9-8）その他、基準点測量を実施するに際し必要とする資料。 10）登記された地積測量図。 13）黙示の合意がありましたらその内容が確認できる資料。	不存在	号	教育委員会 事務局	施設整備課
令和7年 11月13 日	令和8年 1月5日	・随意契約理由書 ・観測手簿（九条北小学校） ・観測手簿（九条南小学校） ・観測手簿（平野西小学校） 他13件	公開		教育委員会 事務局	施設整備課
令和7年 11月13 日	令和8年 1月5日	・業務委託契約書（成果物型） ・契約確定承諾書 ・トータルステーション検定証明書 他5件	部分公開	1 2 号	教育委員会 事務局	施設整備課
令和7年 11月13 日	令和8年 1月5日	令和6年11月7日に（公社）大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会と業務委託契約されました「令和6年度 九条北小学校ほか23校不動産登記測量業務委託（概算契約）」につきまして次のア）からエ）の調査、測量、図面作成等が1つでも実施されましたら下記の1）から13）の資料を求めます。 ア）公共基準点（大阪市道路基準点、三角点、街区多角点等）を使用して行われた基準点測量（多角点測量）。 イ）大阪市道路基準点（公共基準点）を使用して行われた境界協議。 ウ）公共基準点（大阪市道路基準点、三角点、街区多角点等）を使用して行われた地形測量、若しくは現況測量、若しくは平面測量及び図面作成。 エ）地積測量図の作成。 4）適用された作業規程（3）に記載されていまして不要です）。 5）公共測量実施計画書（付属書類を含む）及び審査書。 6）5）を提出されていないのなら提出は不要（公共測量でない）とする根拠資料。 7-1）土地家屋調査士法施行規則第21条に定められた、あらかじめ提出された報酬額の算定の方法その他の報酬の基準が確認できる資料。 7-2）その他、積算に使用された資料（すでに公表されている積算根拠資料でしたら名称等を提示していただきましたら資料自体は不要です）。 9）基準点（多角点）測量についての下記の資料。 9-1）標高計算書一式（点検計算書含む）、成果表。 9-2）計画平均図、平均図、観測図。 9-3）大阪市公共基準点管理保全要綱及び大阪市公共基準点管理保全要綱施行細則に基き提出された報告書（提出されていないのなら提出は不要とする根拠資料）。 9-4）道路使用許可申請書、提出していないのなら提出は不要とする根拠資料。 9-5）国土調査法第19条第5項の指定を受けたことが確認できる資料。 9-7）プリズム定数証明書、気象補正計算式証明書。 9-8）その他、基準点測量を実施するに際し必要とする資料。 10）登記された地積測量図。 13）黙示の合意がありましたらその内容が確認できる資料。	不存在	号	教育委員会 事務局	施設整備課
令和7年 11月14 日	令和8年 1月5日	・随意契約理由書 ・現況平面測量図	公開		教育委員会 事務局	施設整備課
令和7年 11月14 日	令和8年 1月5日	・業務委託契約書（成果物型） ・契約確定承諾書 ・トータルステーション検定証明書	部分公開	2 号	教育委員会 事務局	施設整備課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当	
令和7年11月14日	令和8年1月5日	<p>令和6年7月31日に(公社)大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会と業務委託契約されました「令和6年度 滝川小学校不動産登記測量業務委託(概算契約)」につきまして次のア)からエ)の調査、測量、図面作成等が1つでも実施されていたら下記の1)から13)の資料を求めます。</p> <p>ア)公共基準点(大阪市道路基準点、三角点、街区多角点等)を使用して行われた基準点測量(多角点測量)。</p> <p>イ)大阪市道路基準点(公共基準点)を使用して行われた境界協議。</p> <p>ウ)公共基準点(大阪市道路基準点、三角点、街区多角点等)を使用して行われた地形測量、若しくは現況測量、若しくは平面測量及び図面作成。</p> <p>エ)地積測量図の作成。</p> <p>1) 契約書(変更後も含む)。</p> <p>2) 明細書(変更後も含む)で作業項目、数量、金額が確認できる資料。</p> <p>3) 仕様書、特記仕様書。</p> <p>4) 適用された作業規程(3)に記載されていまして不要です)。</p> <p>5) 公共測量実施計画書(付属書類を含む)及び審査書。</p> <p>6) 5)を提出されていないのなら提出は不要(公共測量でない)とする根拠資料。</p> <p>7-1)土地家屋調査士法施行規則第21条に定められた、あらかじめ提出された報酬額の算定の方法その他の報酬の基準が確認できる資料。</p> <p>7-2)その他、積算に使用された資料(すでに公表されている積算根拠資料でしたら名称等を提示していただきまして資料自体は不要です)。</p> <p>8) 随意契約とした根拠資料。</p> <p>9) 基準点(多角点)測量についての下記の資料。</p> <p>9-1) 観測手簿(点検手簿含む)、座標計算書一式(点検計算書含む)、標高計算書一式(点検計算書含む)、成果表、網図。</p> <p>9-2) 計画平均図、平均図、観測図。</p> <p>9-3) 大阪市公共基準点管理保全要綱及び大阪市公共基準点管理保全要綱施行細則に基き提出された報告書(提出されていないのなら提出は不要とする根拠資料)。</p> <p>9-4) 道路使用許可申請書、提出していないのなら提出は不要とする根拠資料。</p> <p>9-5) 国土調査法第19条第5項の指定を受けたことが確認できる資料。</p> <p>9-6) 主要機械器具検定書(トータルステーション、使用プログラム)。</p> <p>9-7) プリズム定数証明書、気象補正計算式証明書。</p> <p>9-8) その他、基準点測量を実施するに際し必要とする資料。</p> <p>10) 登記された地積測量図。</p> <p>11) 地形図、若しくは平面図、若しくは現況図。</p> <p>12) すべての境界協議書(図面を含む)民有地、官有地等。</p> <p>13) 黙示の合意がありましたらその内容が確認できる資料。</p>	不存在		号	教育委員会事務局	施設整備課
令和7年11月14日	令和7年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約理由書 ・ 座標法面積計算書 ・ 地積測量図 	公開		号	教育委員会事務局	施設整備課
令和7年11月14日	令和7年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託契約書(成果物型) ・ 契約確定承諾書 ・ トータルステーション検定証明書 	部分公開	2	号	教育委員会事務局	施設整備課
令和7年11月14日	令和7年11月27日	<p>令和6年4月8日に(公社)大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会と業務委託契約されました「令和6年度 もと日本橋小学校不動産登記測量業務委託(概算契約)」につきまして下記の資料を求めます。</p> <p>4) 適用された作業規程(3)に記載されていまして不要です)。</p> <p>5) 公共測量実施計画書(付属書類を含む)及び審査書。</p> <p>6) 5)を提出されていないのなら提出は不要(公共測量でない)とする根拠資料。</p> <p>7-1)土地家屋調査士法施行規則第21条に定められた、あらかじめ提出された報酬額の算定の方法その他の報酬の基準が確認できる資料。</p> <p>7-2)その他、積算に使用された資料(すでに公表されている積算根拠資料でしたら名称等を提示していただきまして資料自体は不要です)。</p> <p>9) 基準点(多角点)測量についての下記の資料。</p> <p>9-1) 観測手簿(点検手簿含む)、標高計算書一式(点検計算書含む)、成果表、網図。</p> <p>9-2) 計画平均図、平均図、観測図。</p> <p>9-3) 大阪市公共基準点管理保全要綱及び大阪市公共基準点管理保全要綱施行細則に基き提出された報告書(提出されていないのなら提出は不要とする根拠資料)。</p> <p>9-4) 道路使用許可申請書、提出していないのなら提出は不要とする根拠資料。</p> <p>9-5) 国土調査法第19条第5項の指定を受けたことが確認できる資料。</p> <p>9-7) プリズム定数証明書、気象補正計算式証明書。</p> <p>9-8) その他、基準点測量を実施するに際し必要とする資料。</p> <p>11) 地形図、若しくは平面図、若しくは現況図。</p> <p>12) すべての境界協議書(図面を含む)民有地、官有地等。</p> <p>13) 黙示の合意がありましたらその内容が確認できる資料。</p>	不存在		号	教育委員会事務局	施設整備課